

令和7年度庄内町新規学卒者等採用活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内事業者への就職を希望する新規学卒者及びU I J ターン者等へ向けた就職情報サイトを活用した採用広報活動に取り組む町内事業者に対し予算の範囲内で令和7年度庄内町新規学卒者等採用活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（次条及び第5条において「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に本店を有し、かつ、事業を営む者であること。
- (2) 就業場所を町内とする正社員の求人を行っている、又は行う予定である者であること。
- (3) 前号の就業場所が風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の事業所、暴力団に該当する事業所、政治団体に該当する事業所又は宗教団体に該当する事業所ではないこと。
- (4) 町税等（個人事業者の場合は国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める者でないこと。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる事業（第5条及び第6条において「補助対象事業」という。）は、補助対象者が県外の求職者を採用するために行う事業とし、補助金の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、就職情報サイトに正社員の求人情報を掲載するために要する経費とする。

2 補助対象経費は、令和7年4月1日以後に係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、20万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する交付申請書は令和7年度庄内町新規学卒者等採用活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容が分かる書類の写し
 - (2) 補助対象経費及びその積算内容が確認できる内訳書、見積書等の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 規則第4条に規定する交付申請書を提出する場合において、当該補助金に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して交付の申請をしなければならない。
- 3 規則第4条の規定による交付の申請は、一の補助対象者につき年度内に1回限りとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、令和7年度庄内町新規学卒者等採用活動支援事業補助金実績報告書(様式第2号)によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとし、令和8年3月31日までに町長に報告しなければならない。

- (1) 領収書その他補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) 写真その他補助対象事業の実施状況が分かる書類
- (3) 補助金の振込先が分かる預金通帳等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の取消し)

第7条 町長は、補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるとき、又は規則若しくはこの要綱の規定に違反したときは、規則第16条の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(調査等)

第8条 町長は、この要綱に定める補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。